

皇居外苑（馬場先・楠公地区）における 行事等の試験的な実施事業者応募要領

環境省自然環境局
皇居外苑管理事務所

1. 公募の目的

皇居外苑は昭和22年12月の閣議で旧皇室苑地の一部を国民公園とすることがされ、昭和24年4月に公開された公園である。苑内には皇居前広場、北の丸公園、特別史跡旧江戸城跡に指定された濠と石垣、重要文化財指定の桜田門、その他には、楠木正成像、和田倉噴水公園などある。

令和3年1月にとりまとめられた「皇居外苑の利用の在り方に関する懇談会報告書」においては、国民福祉に大きく貢献できるよう「保護と利用の好循環」を図り、持続可能な形で保全活用していくことが求められており、皇居外苑は世界に対して日本の姿を強く発信していくことができる場であり、ここで行うことに明確な意義が認められるものであれば、社会のグローバル化に対して、状況に応じて行事等の実施を今後は許可していく必要がある。このため、皇居外苑の利用としてふさわしいと考えられる各種行事等の具体的な利用ニーズを明らかにしていくと共に、利用の制約があるかを確認していくため、行事等の試験的な実施（以下「実証試験」という。）を協力して行うことを目的として、実証試験実施事業者を公募するものである。

2. 実施場所

所在地：東京都千代田区皇居外苑（馬場先・楠公地区）※別添2対象範囲図内

3. 実施期間及び時間、年間利用状況

（1）実施期間

令和6年10月1日（火）から令和7年3月16日（日）まで
※1回あたり最大3日間とする（準備・片付けは除く）

（2）実施時間

9：00～21：00までとする（準備・片付けは除く）

（3）年間利用状況

皇居外苑地区 約345万人（令和5年度）
※楠公駐車場、和田倉噴水公園、皇居参観、東御苑利用者実績から推計
※新型コロナ発生前の令和元年度は約785万人

4. 実証試験に関する基本的事項

（1）実施方法

①国民公園及び千鳥ヶ淵戦没者墓苑並びに戦後強制抑留及び引揚死没者慰霊碑苑地管理規則（昭和34年省令第13号）を遵守した上で実証試験を実施する。

<https://www.env.go.jp/garden/content/900457494.pdf>

②別添「皇居外苑の利用の在り方における行事等の試験的な実施に関する協定書」を締結し「皇居外苑の利用条件」を遵守した上で実証試験を実施する。

（2）費用負担

応募資料の作成、郵送料のほか実証試験に係る費用は全て応募者の負担とする。

（3）使用上の制限

①事業者は、協定書の権利を第三者に譲渡し、又は名義貸し等をしてはならない。
②実証試験の主たる部分を第三者へ委任又は請け負わせてはならない。

（4）損害賠償

事業者は、国又は第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任でその補償をしなければならない。

（5）事業運営について

- ①事業者は、当該地域が国民公園皇居外苑内であることを理解し、品位ある事業運営に努めるとともに、不特定多数の利用者が訪れる地域であることを承知し、広く公園利用者への便宜を図らなければならない。
- ②事業者は、利用者のニーズ把握に努め、良質なサービスの維持、向上に努めなければならない。
- ③事業者は、不断の経営努力を行うものとし、適正な利潤と価格等について常に検討し、利用者の利便に資するよう事業運営を行うこと。
- ④皇居外苑管理事務所として必要があると認めるときは、その理由を示した上で、事業運営について改善を求めることがある。
- (6) 環境対策
政府が推進する脱炭素対策、グリーン購入等の環境保全諸施策に積極的に取り組むこと。
- (7) 災害時対応
皇居外苑は千代田区の「災害時待避場所」に指定されていることから、非常災害時には協力すること。
- (8) 従業員について
 - ①従業員の身元保証、健康管理、就業及び労務について、事業者はその責任を負うものとする。
 - ②実証試験の公共性を理解し、公園利用者に適切に対応できるよう、事業者は従業員の教育と指導に努めるものとする。
- (9) 守秘義務
事業実施上で知り得た皇居外苑管理事務所の業務上の秘密については、その保持に留意し、漏洩防止の措置を講ずること。
- (10) その他事項
 - ①自己の都合により、実証試験を取りやめ・途中終了させる場合は、当該期日の2ヶ月前までに、所定の様式により皇居外苑管理事務所長あて申し入れなければならない。
 - ②実証試験において事件、事故等が発生したときは速やかに皇居外苑管理事務所に連絡すること。
 - ③国民公園内であることの特性を考慮し、清潔な環境維持に努めること。
 - ④皇居、皇居外苑行事及び工事等のため事業実施場所が一時的若しくは全日使用できなくなる場合があるが、その時は皇居外苑管理事務所から時間的余裕をもって事前に連絡する。
 - ・ 定期的なもの 1月 2日 新年皇居一般参賀
 2月 23日 天皇誕生日一般参賀
 - ・ 想定されるもの 特別警備等のため、警察及び宮内庁等より事業自粛の要請があった場合
 - ⑤上記④にて、事業実施場所が使用できない場合の代替場所は双方調整の上で決定するが、代替えによって発生する作業及び費用は事業者が負担すること。

5. 応募者の資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 環境省から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- (4) 良質な商品及び優良なサービスを提供できる能力を有すること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (6) 法人税、所得税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (7) 説明会に参加した者であること。
- (8) 別紙1において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

6. 応募手続き等

事業を希望する者は、次により応募申請書及び企画提案書を持参又は郵送で提出すること。

- (1) 応募要領等配布期間
令和6年7月8日（月）～7月22日（月）17:00

環境省ホームページの「申請・手続き」＞「公募情報」、又は皇居外苑管理事務所ホームページ「お知らせ」より、ダウンロードして入手すること。

(2) 説明会

日 時 令和6年7月23日（火）14:00 から（受付 13:30 から）

会 場 皇居外苑管理事務所 会議室及び現地

※説明会は1社3名以内とする。会場にて応募要領の配布は行わない。

※説明会において15分程度の質疑応答は設けるが、質問の受付や回答は、原則、以下の（3）の方法による。

(3) 公募に関する質問

①質問事項を記載した書面（任意様式）を郵送又はメールにて、下記（4）の②の提出先まで送付する

②内容によっては、公募の公平、公正性の確保の点から回答できない場合がある。

③質問の受付期限 令和6年7月30日（火）17:00 まで

④回答方法

質問事項及び回答は、令和6年8月2日（金）17:00 までに質問者にメールで回答するとともに、公募の公平、公正及び透明性を確保するため令和6年8月20日まで6.（4）②の提出先にて閲覧に供する。

(4) 応募申請書及び企画提案書の提出期限等

①提出期限 令和6年8月20日（火）17:00（郵送の場合は必着とする。）

なお、期限を過ぎたものは無効とする。

②提 出 先 〒100-0002 千代田区皇居外苑1-1 皇居外苑管理事務所 庶務科

電話 03-3213-0095

E-mail kokyo-gaien@env.go.jp

③提出部数等 5部（正本1部、副本4部。副本は正本のコピー可）

(5) 応募申請書について

別紙様式1により作成し、公募に参加する者に必要な資格を確認するため、以下の資料を添付すること。（※公的機関が発行する書類は、発行日から3ヶ月以内のもの。）

なお、関係書類の不備又は資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。

①応募者が「法人」の場合

ア 会社概要（様式2、パンフレット可）

イ 定款又はそれに代わるもの

ウ 法人登記簿謄本（全部事項証明書）

エ 直近3年分の決算書の写し（貸借対照表、損益計算書、附属明細書）

オ 直近3年分の納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税）

カ 過去3年間の社会的信用失墜行為の有無（別紙様式3）

②応募者が「個人」の場合

ア 履歴書（様式任意）

イ 身分証明書（市町村発行のもの）

ウ 登記されていないことの証明書（成年被後見人、被保佐人等に該当しない証明）（法務局発行のもの）

エ 開廃業届出証明書（税務署発行のもの）

オ 直近3年分の決算書の写し

・確定（修正）申告（控）の写し

・青色申告決算書もしくは収支内訳書の写し

カ 直近3年分の納税証明書（申告所得税、消費税及び地方消費税）

キ 過去3年間の社会的信用失墜行為の有無（様式3）

(6) 企画提案書について

別紙2「企画提案書作成要領」により作成したもの。

(7) 注意事項

①応募申請書及び企画提案書（以下「応募申請書等」という。）の受付は、説明会に参加した者に限るものとする。

②応募申請書等については、A4版サイズ、日本語で作成のこと。

③提出された応募申請書等は、選定審査後も返却しない。

④応募申請書等作成、提出及び本公募に係る全ての費用は、応募者の負担とする。

⑤本公募において知り得た一切の秘密は、皇居外苑管理事務所の承諾を得ることなく他に漏らしてはならない。

- ⑥事業者は、自らが提出した企画提案書の内容に従って事業を運営するものとする。
ただし、諸事情の変化により皇居外苑管理事務所が変更を求めた場合は、この限りではない。
- ⑦応募申請書等は、本公募における実施事業者選定の目的以外に使用しないものとし、非公開とする。
- ⑧企画提案書等において提出者以外の者の協力を得て事業を実施する旨の提案を行っている場合は、その履行を担保するための、協力の内容、態様等に応じ、提出者と協力者の間の共同事業実施協定書等の提出を求めることがある。

7. 実施事業者の選定方法

- (1) 令和6年8月21日（水）皇居外苑管理事務所会議室にて企画提案会を開催する。
なお、やむを得ない事情等によって企画提案会への参加が困難な場合は、別途調整に応じる。また、時間や出席者数の制限等については別途連絡する。
- (2) 企画提案会及び審査の結果、令和6年8月末までに得点上位5者を事業者として選定する。なお、本公示に示した参加資格を満たさない者の企画書、または審査項目のうち1つでも失格に該当する企画書は、無効とする。

8. その他

上記7により事業者が決定した場合、両者合意のもと協定書を取り交わすこととする。

問合せ先

〒100-0002

東京都千代田区皇居外苑 1-1

環境省皇居外苑管理事務所

電話 03-3213-0095

E-mail kokyo-gaien@env.go.jp

担当：森川

添付資料

- 別紙1 暴力団排除誓約事項
別紙2 企画提案書作成要領
様式1 応募申請書の様式
様式2 会社概要
様式3 社会的信用失墜行為の有無
別添1 協定書（案）、皇居外苑の利用条件
別添2 実証試験対象範囲図

【参考資料】

- 国民公園及び千鳥ヶ淵戦没者墓苑並びに戦後強制抑留及び引揚死没者慰霊碑苑地管理規則（昭和34年省令第13号）
○皇居外苑の在り方に関する懇談会の報告書（概要）

別紙1（暴力団排除誓約事項）

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、企画書の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

（1）契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（2）契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

企画提案書作成要領

企画提案書は、以下の必須事項に加え、その他提案事項があれば、その内容も盛り込み A 4 版 20 頁以内で作成すること(ただし、マニュアル、方針等の既存の添付資料は除く。)

なお、作成にあたっては、様式、形式は任意とし、図、写真、資料等を利用して企画提案の内容をイメージしやすいものとする。

また、マニュアル、方針等で既に明文化されているものがあれば添付すること。

1. 事業計画について

【必須事項】

(1) 実施方針

- ・ 国民公園皇居外苑における実証試験の基本的な考え方
- ・ 皇居外苑の特殊性に鑑み、配慮すべき事項

(2) 実施体制及び管理体制

- ・ 実施・管理体制図（警備、誘導、案内の人員配置を含む）
- ・ 配置予定責任者の経歴・実績
- ・ 実施場所、必要な設備及び所要面積
- ・ 苦情や問い合わせに対する対応方法

(3) 事業内容

- ・ 事業実施日及び事業実施時間
- ・ 事業内容（具体的に記載）
- ・ 利用者からの対価の支払方法
- ・ 他法令手続きの状況（許可の有無や見込みなど）

(4) 収支見込

- ・ 実証試験による収容見込人数及び収支見込み（計算根拠を含む）

2. その他の取組について

例) 脱炭素対策、グリーン購入法に対する取組み等

上記の他、アピールできる提案があれば記載する。

様式1（表紙・応募申請）

令和 年 月 日

環境省自然環境局
皇居外苑管理事務所長 殿

法 人 名

代表者名

皇居外苑（馬場先・楠公地区）における
行事等の試験的な実施事業者に係る応募申請書

標記について、「皇居外苑（馬場先・楠公地区）における行事等の試験的な実施事業者
応募要領」に基づき、企画提案書及び関係書類を添付して応募します。
なお、応募するにあたり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

記

1. 会 社 名

2. 所 在 地

3. 部 署

4. 連 絡 先

（1）電 話

（2）E-メール(法人代表アドレスまたは担当者アドレス)

5. 責 任 者

様式 2 （会社概要）

①会社名	
②本社所在地	
③創業年月日	
④会社の沿革	
⑤資本金	
⑥役員構成	
⑦従業員数	正規社員 名 ・ その他社員 名
⑧直近 3 カ年の財務諸表	
⑨上場の有無	
⑩責任者の勤務経験 （勤務年数、主な業務経験など）	

※必要に応じて会社案内などの資料を添付

様式 3 (社会的信用失墜行為)

過去 3 年間の社会的信用失墜行為の有無

発 生 年 月 日	行為の内容 (対応も含む)

※該当が無い場合は、「該当なし」と記載すること。

(別添1)

皇居外苑の利用の在り方における行事等の試験的な実施に関する協定書（案）

環境省自然環境局（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）は、皇居外苑の利用の在り方に関する行事等の試験的な実施について協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

第1条（目的）

令和3年1月にとりまとめられた「皇居外苑の利用の在り方に関する懇談会報告書」においては、国民福祉に大きく貢献できるよう「保護と利用の好循環」を図り、持続可能な形で保全活用していくことが求められており、皇居外苑は世界に対して日本の姿を強く発信していくことができる場であり、ここで行うことに明確な意義が認められるものであれば、社会のグローバル化に対して、状況に応じて行事等の実施を今後は許可していく必要がある。このため、皇居外苑の利用としてふさわしいと考えられる各種行事等の具体的な利用ニーズを明らかにしていくと共に、利用の制約があるかを確認していくため、行事等の試験的な実施（以下「実証試験」という。）を協力して行うことを目的とする。

第2条（実施場所及び実施期間）

- 一 実証試験の実施場所は「皇居外苑（馬場先・楠公地区）」とする。
- 二 令和●年●月●日（●）から令和●年●月●日（●）までとする。（準備・撤収含む）

第3条（費用負担）

本実証試験に係る費用はすべて乙の負担とする。なお、一般の公園利用者が利用可能な実証試験実施場所については、使用料は無償とする。

第4条（施設の損傷等）

乙の責に帰する事由により、甲が所有する施設が滅失又は損傷した場合、乙の費用において原状回復するものとする。

第5条（実証試験の中止）

- 一 甲は、乙が実証試験の趣旨に照らして不適切な事項があった場合、実証試験の中止を求めることができる。
- 二 本協定の有効期間中に乙の都合で実証試験を中止する場合は、事前に甲の了承を得るものとする。

第6条（情報の共有）

乙は本協定に基づき実施する取組にかかり保有する情報について、協定に定める目的を達成するために必要な範囲内において甲に提供を行うものとする。

第7条（協定の有効期間）

本協定の有効期間は締結から令和●年●月●日までとする。

第8条（協議）

本協定に定めのない事項又は本協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

甲と乙は本協定を証するため、本書を二通作成し、記名押印のうえ、各自一通ずつ保管する。

令和 年 月 日

甲 東京都千代田区霞ヶ関1-1-2
環境省 自然環境局
局長

乙

皇居外苑（馬場先・楠公地区）の利用条件

令和6年7月8日
環境省皇居外苑管理事務所

実証試験の実施にあたっては、協定書によるほか、次に掲げる全ての条件を満たす必要があります。

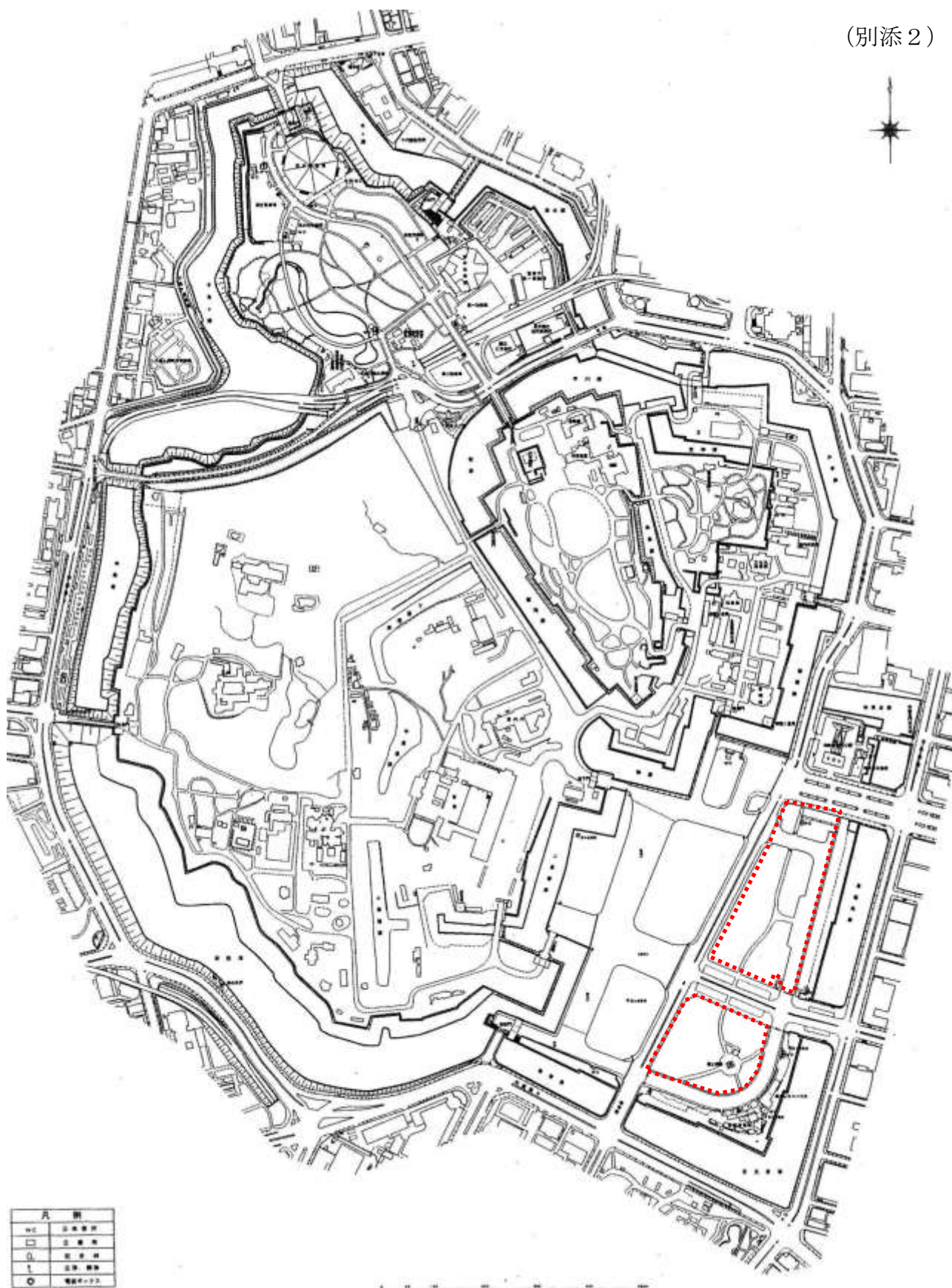
1. 遵守すべき事項

- (1) 協定内容を遵守し、使用が認められた範囲のみの使用とすること。
- (2) 利用期間・利用時間は協定内容のとおりとすること。
- (3) 一切の必要な準備・実施・撤去・原状回復は実施者「乙」の責任及び負担で行うこと。
- (4) 苑内施設の保護のために必要な養生、施設賠償責任保険等の加入その他の必要な措置は、実施者「乙」の責任及び負担により行うこと。
- (5) 実施に伴う行政機関への届出、近隣関係者への説明など必要な措置は、実施者「乙」が行うこと。
- (6) 皇居外苑管理事務所からの指示に従うこと。

2. 主な注意事項

- (1) 参加者や苑内利用者に万が一事故やトラブルなどがあった場合は、実施者「乙」の責任及び負担において対応すること。なお、参加者や苑内利用者がケガをした場合は実施者「乙」の責任及び負担において、手当てし、必要に応じて救急車を手配すること。
- (2) 音響設備や照明設備を使用する場合は必要最小限とし、皇居側に音や光が拡散しないよう特段の注意を払うこと。
- (3) 芝生への車両（自転車含む）の進入・立入りは禁止とする。なお、機器設備などの準備・撤去のためにやむを得ず園路に進入・駐車する場合は事前に皇居外苑管理事務所に相談すること。
- (4) 実証試験の効果を検証するための利用者アンケート結果や実施内容をまとめた「実施報告書」を、実施完了後3週間以内に皇居外苑管理事務所に2部提出すること。なお、芝生地を利用する場合、利用前後の写真（工作物の設置があれば、工作物設置後と工作物撤去後の写真も必要）を実施報告書に添付すること。
- (5) 芝生地や苑内施設に影響があった場合、実施者「乙」の責任及び負担において原状回復すること。なお、原状回復の方法については、事前に皇居外苑管理事務所に相談し、指示を仰ぐこと。
- (6) 樹木などに被害が生じる恐れがある場合には、皇居外苑管理事務所の指示のもと、必要な対策を行うこと。
- (7) 実証試験により発生したゴミ・廃棄物は適切に分別処理するとともに、苑内に残置しないこと。撤去時、使用範囲（周辺含む）の清掃を行うこと。
- (8) 参加者や関係者からの問い合わせに対応できる窓口を設置し、実証試験の事前告知を行う際には必ず問い合わせ窓口の連絡先を記載すること。
- (9) 予め苑内での工事などの有無について皇居外苑管理事務所に確認のうえで、支障がないよう工事請負者などと事前調整を行い、必要な措置を講じること。
- (10) 実証試験の実施にあたっては、ほかの苑内利用者や一般公道の通行に影響がないよう、交通誘導員やガードマンなどを配置するな、安全管理の徹底を図ること。

(別添2)



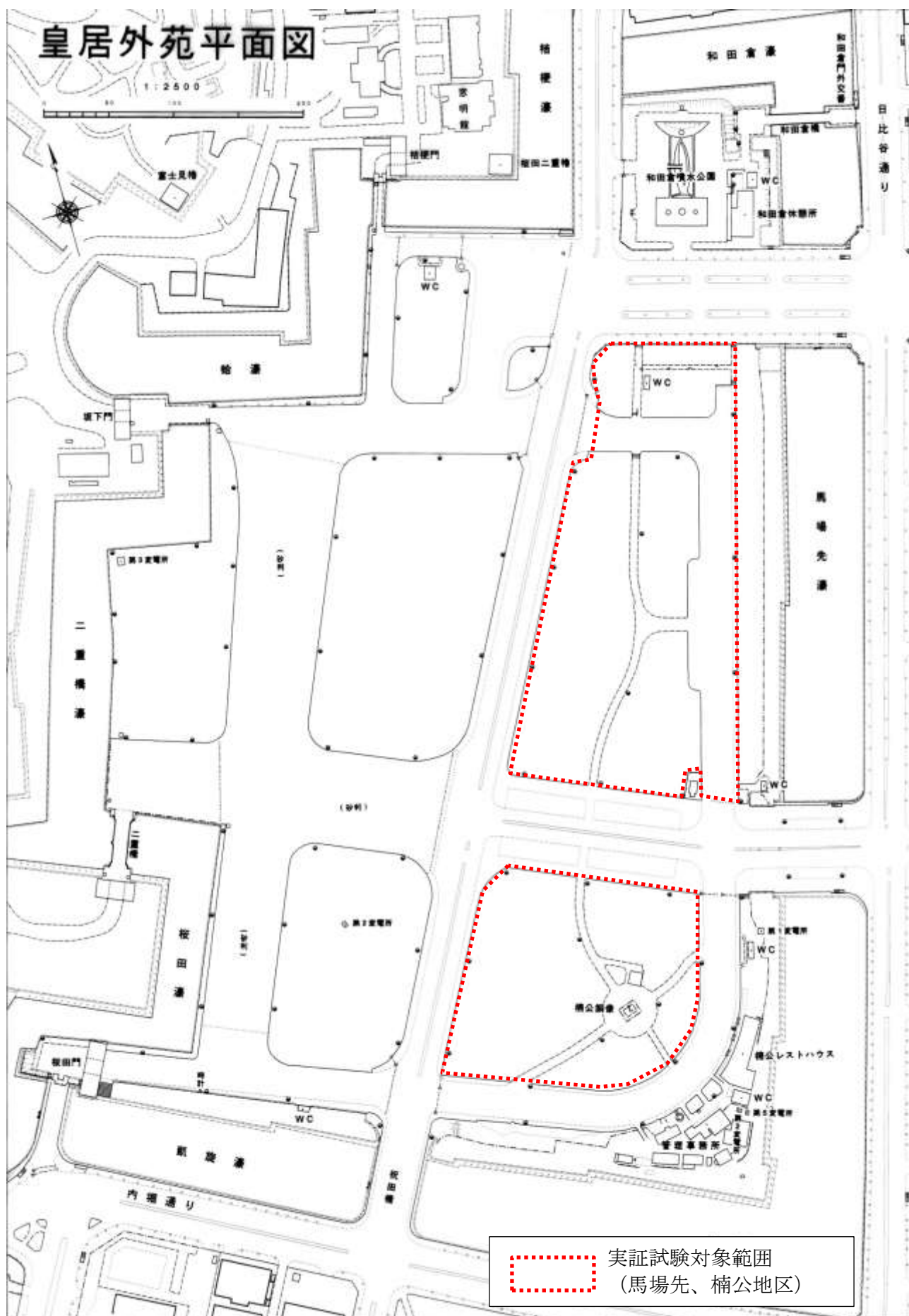
凡 例	
道路	道路
建物	建物
緑地	緑地
その他	その他



実証試験対象範囲（馬場先、楠公地区）

皇居外苑平面図

1:2500



実証試験対象範囲
(馬場先、楠公地区)